

令和6年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和6年6月13日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年6月13日 午前9時宣告

開 議 令和6年6月13日 午前9時宣告（第7日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司		
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
住 民 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	藤本 雅徳

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和6年6月13日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第42号 | 令和6年度佐川町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第2 | 議案第43号 | 令和6年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第3 | 議案第44号 | 令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第45号 | 令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第46号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第47号 | 佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第48号 | 佐川駅前宿泊交流施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について |
| 日程第8 | 議案第49号 | 佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第50号 | 佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第51号 | 佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第52号 | 物品購入契約の締結について(佐川町立図書館家具備品購入業務) |
| 日程第12 | 議案第54号 | 工事請負契約の変更契約の締結について(佐川町立図書館) |
| 日程第13 | 議案第55号 | 工事請負契約の締結について(久万田堰農業水路等長寿命化事業改修工事) |
| 日程第14 | 議案第56号 | 尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について |

日程第 15 議員派遣について

日程第 16 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

一昨日の齋藤議員の質問に対して、建設課長から答弁が求められておりますので許可します。

建設課長（吉野広昭君）

おはようございます。

一昨日の齋藤議員の一般質問で未回答だった部分につきまして、ちょっと私の方から答弁をさせていただきます。

相続放棄された空き家の取り扱いということでしたが、一昨日の一般質問の際に質問のあったこちらの方は、改正空き家特措法ではなくて、昨年、改正施行されております民法による取り扱いとなります。

民法では相続の放棄をしたものは、その放棄の際に、相続財産に属する財産を、現に所有しているときは、相続人または相続財産の清算人に対して、当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産と同じ同一の注意をもって、その財産を保存しなければならないとされております。

相続放棄をした場合、次順位の相続人がいる場合はその方に相続権が移ることとなりますが、その方も相続放棄をされた場合、義務はその占有していた方に残るということになります。

義務を免れるためにはですね、家庭裁判所の方に相続財産清算人を申し立て、相続財産清算人に遺産が引き継ぐことができれば、相続放棄者は遺産の管理を免れるということになります。

相続財産清算人には、亡くなった方の債務を清算をした後、残った財産は国庫に帰属されることとなります。

空き家の場合は、まず売却などを検討して、それも難しいという場合は土地を国庫に帰属させることとなるようです。以上です。

議長（松浦隆起君）

これより日程に入ります。

日程第 1、議案第 42 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番（橋元陽一君）

補正予算書 16 ページ、17 ページのところに関わります。

総務費の物価高騰対策、関わってですね、重点支援給付金が提案をされているところであります。

ちょっと、かなりの大きな金額でありますので、この具体的な執行の交付の中身と、いつ執行されるのか、スケジュール等についてご質問いたします。

よろしくお願いします。

住民課長（真辺美紀君）

おはようございます。

私の方から 2 款の大きな補正額、物価高騰対策費について説明をさせていただきます。

17 ページの一番下の枠、18 節、負担金補助及び交付金の金額 7,250 万のところにまず説明いたします。

この中の説明欄の上から 2 つ目の 3 千万円ですが、こちらの方は令和 5 年度は課税世帯で給付金の対象とならなかった世帯のうち、6 年度に新たに、5 年度は課税世帯だったけれども、6 年度に非課税かもしくは均等割だけの課税の世帯になった方を対象としておりまして、1 世帯当たり 10 万円の給付金、約 300 世帯を見込んでおりますので、10 万円掛けるの 300 で 3 千万を計上しております。

その下の調整給付金の 4 千万は、令和 6 年度に、本年度実施いたします定額減税があります。所得税から 3 万円、住民税から 1 万円を減税する制度があるんですけれども、もともとその所得税が 3 万円かかってなかった人、住民税が 1 万円かかってなかった人は恩恵を受けることができませんので、その差額を 1 万円単位で給付するということで、1 人平均約 4 万円の 1 千人対象者で 4 千万円を計上いたしております。

実施の時期ですけれども、7 月ぐらいに確認書という書類を対象の方に送付をいたしまして、8 月、9 月、約 3 ヶ月ぐらいをかけまして年内には支払いを終わらせるように実施する見込みです。

なおこの負担金の上の枠、委託料とありますけれども、こちらの方はこの制度を実施するためのシステム改修料となっています。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

引き続き私の方からですね、子ども加算分の説明をさせていただきます。

17 ページの下の段の補助金の上のところで、価格高騰重点支援給付金（子ども加算分）となりますが、これにつきましては先ほど住民課長がご説明をさせていただきました、令和6年度に新たに対象となる世帯の中で、18歳以下の子供さんをですね、扶養している家庭に対しまして子供1人当たり5万円を加算して支給をするというもので、想定として50人分を見込んでおります。

スケジュールに関しましては、先ほど住民課長がご説明しましたスケジュールと、ほぼ同じ中ですね7月をめどに開始を、支給をしたいというふうに考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

7 番（西森勝仁君）

私の方からちょっと2点お尋ねをしたいと思います。

予算書 17 ページの 2-1-4-12 の中に、企画費の委託料に、人口減少プロモーション委託料として 201 万 3 千円が計上されているわけでありますが、これはどこに委託しまして、どういう成果を求めろうとしているものなのか。

2 点目としまして、同じく 17 ページの 2-1-4-18 企画費の補助金であります、ここにコミュニティ助成事業補助金として 230 万円が計上されておりますが、これはどんなもので、どこに交付する予定なのか。

以上2点、お尋ねします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

そしたら私の方からこの2点につきまして回答させていただきたいと思います。

まずですね、委託料の人口減少対策プロモーション委託料、この 201 万 3 千円につきましては、子育て用支援を含みます福祉分野でありますとか、教育、移住促進など人口減少対策につながります事業を様々行っているところですが、それを映像、パンフレット等を作成をいたしまして、これをですね、ホームページでありますとか、SNS、あと移住相談会でありますとか、あとまた1つ考えておりますのが県内の大学でありますとか、そういっ

たところへですね、PRをいたしまして、Uターンなどを含む移住者の獲得でありますとか、町内で住んでおられます若い方が、引き続きですね、佐川町内に住んでいただくよう、こうしたことを目的として事業を行うようにしております。

また、委託先につきましては、まだプロポーザル等によります随意契約を予定しておりまして、まだ現在のところは確定をしております。

続きまして、その下にあります補助金のコミュニティ助成事業につきましては、尾川地区活性化協議会、それとあと黒岩のいきいき応援隊、ここが活動の一環といたしまして各地区で除草作業の方を行っております。その労力の軽減と作業の効率化を図るために、ラジコン型もしくは手押し型の草刈り機を購入するための補助金となっております、こちらにつきましては全額が一般財団法人自治総合センターからの助成金というふうになっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

13 番（永田耕朗君）

15 ページの財産管理費で、財産管理委託料 195 万 4 千円ですかね。これの、どこの管理委託料か。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

こちらの財産管理費委託料、町有地管理委託料の 195 万 4 千円、こちらにつきましては、令和 4 年度と 5 年度の方に、佐川町霧生ヶ丘団地の方を動態観測をさせていただきまして、その結果に基づきまして、対策工事が必要であるということが判明いたしましたので、工事設計、積算業務を委託するための経費となっております。ですので、対象地域につきましては佐川町の霧生ヶ丘団地となります。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 42 号は可決されました。

日程第 2、議案第 43 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 43 号は可決されました。

日程第 3、議案第 44 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 44 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 44 号は可決されました。

日程第 4、議案第 45 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は可決されました。

日程第 5、議案第 46 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番(橋元陽一君)

1 点だけ質問させていただきます。

いわゆるマイナンバー法に関わって条例改正ということですが、なかなか改正議案説明の参考資料を見てもなかなか具体的にどういう手続きが展開されるのか、ちょっとわかりません。

少しわかりやすくですね、説明をいただけたらと。可能であれば事例を挙げてですね、こういうふうになるんだよってことを説明していただければと思います。

よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

わかりやすくということですが、わかりやすいかどうかわかりませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、令和5年6月9日に公布をされました、マイナンバー法等の一部を改正する法律によりまして、別表第2というものが削られたため、条例中の用語を、改正後のマイナンバー法の表記に倣い、改正をするものとなっております。

この削られました改正前のマイナンバー法の別表第2の方には、行政機関等が特定個人情報の情報連携を行うために構築をされており、情報提供ネットワークシステムを利用いたしまして、情報照会を行うことができる、具体的な手続き、情報提供をする特定個人情報の内容が定められておりました。

令和5年6月の法改正では、新たに必要とされます、情報連携をより速やかに開始するため、この別表の第2を削り、法令でマイナンバーの利用が認められている事務の範囲にはなりますが、主務省令、担当省庁の担当省の省令で定めることとしております。

実際このような法改正はありましたが、当町で具体的な運用であったりとか、利用事務、まだ利用できる特定個人情報については変わってはおりません。マイナンバーを利用できますのは、ご承知のとおり、主に社会保障制度、税制及び災害対策の分野になっております。

例えば、具体的に申し上げますと、他の市町村から転入をされてきました方が、国民健康保険の被保険者であったとします。そして、国民健康保険税額算定のために、収入とか所得税の方が必要であるとしします。

そういった場合には、先ほど申し上げました情報提供ネットワークシステムを利用しまして、収入所得の情報照会事務を行わせていただいております。

このように、行政機関等が他の行政機関等に必要な情報を紹介することによって、住民の皆さんがいろいろな手続きを行う際に

必要な情報を、書類にして提出するという手間を省くことができ、また、私たち行政職員の事務の効率化も図ることができております。説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

5 番（橋元陽一君）

丁寧な説明ありがとうございます。

8 割程度を理解できたのかなと思います。よろしくお願いいたします。また勉強しますので、また教えてください。

ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 46 号は可決されました。

日程第 6、議案第 47 号、佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 47 号、佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 47 号は可決されました。

日程第 7、議案第 48 号、佐川駅前宿泊交流施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、佐川駅前宿泊交流施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 48 号は可決されました。

日程第 8、議案第 49 号、佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、佐川町お試し滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 49 号は可決されました。

日程第 9、議案第 50 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は可決されました。

日程第 10、議案第 51 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は可決されました。

日程第 11、議案第 52 号、物品購入契約の締結について（佐川町立図書館家具備品購入業務）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番（西森勝仁君）

ここに新図書館の備品としてたくさん指定されているわけですが、これは説明をいただきましたので、よくわかったわけですが、肝心の図書の充実についてはどうなっているのか。特に子供の外国語の絵本については購入されたのか、また予定なのか、お尋ねします。

この外国語の本につきましては、昨年、尾川で議会懇談会が開催された折に、親子連れが参加してくれておりまして、その時佐川の図書館には外国語の絵本がないので、町外の図書館に借りに行っていると、こういうことでありましたので、私は翌日早速、図書館に出向いて確認に行ったわけですが、職員が 4、5 冊出してきてくれまして、こういうふうに少ないので、新図書館が開館する折には間に合うように充実をさせると、こういうふうに言っておりましたので、そのことを尾川の親子にも伝えてありますものですから、こうしてお尋ねをいたします。

教育次長（廣田春秋君）

お答えいたします。

外国語の絵本をとということですけれども、外国語の絵本につきましては先ほど議員がおっしゃられたように、利用者からもリクエストがありまして、同様のリクエストを我々の地区懇談会でも受けたという経緯もございます。

それでまた図書館の基本理念の1つでこのインクルーシブという観点もございますので、そういう観点からも新図書館の開館に向けて、増書していくこととしております。

実績ですけれども、令和5年度に54冊購入をしております。それから今年度につきましても100冊の購入を予定しているということになっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号、物品購入契約の締結について（佐川町立図書館家具備品購入業務）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第52号は可決されました。

日程第12、議案第54号、工事請負契約の変更契約の締結について（佐川町立図書館）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 54 号、工事請負契約の変更契約の締結について(佐川町立図書館)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 54 号は可決されました。

日程第 13、議案第 55 号、工事請負契約の締結について(久万田堰農業水路等長寿命化事業改修工事)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 55 号、工事請負契約の締結について(久万田堰農業水路等長寿命化事業改修工事)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 55 号は可決されました。

日程第 14、議案第 56 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 56 号は可決されました。

日程第 15、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 16、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されましたすべての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、令和 6 年 6 月定例会の閉会にあたりまして御挨拶をさせていただきます。

本定例会におきまして、ご提案させていただきました報告 4 件、承認 2 件、議案 14 件につきまして、適切なるご審議の上すべてご承認をいただきました。誠にありがとうございました。

ご承認いただきました令和6年度の補正予算や物品購入、工事請負契約議案につきましてはスピード感を持って適切に事業実施に取り組み、進めてまいります。

今後とも、住民目線で生活に密着した政策を実施させていただきますので、議員の皆様におかれましてはご指導、ご協力をよろしくお願いをいたします。

また、本定例会の一般質問におきまして、8人の議員の皆様からご質問をいただきました。

防災関係や人口減少対策、まきのさんの公園へのトイレの設置など、今後の町政運営、佐川町にとっての重要な課題についての内容のご質問であり、より一層身の引き締まる思いであります。

今後におきましても、議員の皆様にはしっかりとご報告、ご説明をさせていただくなど、情報共有に努め、事業を推進してまいります。

今年度末には、新町立図書館「さくと」もオープンすることとなっております。佐川町の観光振興などにもつながる取り組みをしっかりと進め、多くの皆さんに来ていただき、愛される図書館となるよう頑張っておりますので、議員の皆様にも率先してガイドやサポーターになっていただくなど、町立図書館「さくと」における学びを多方面から盛り上げていただきますようよろしくお願いをいたします。

今後も多く課題や問題に対し、全職員で力を合わせて、チームワークを大切にし、頑張っております。

終わりになりますが、議員の皆様におかれましてはくれぐれも健康にご留意され、引き続き町政発展のためご協力をいただきますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

6月定例会、誠にありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

本日の会議は、これをもって終わります。

令和6年6月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時34分

